平成一九年（行ウ）第七五号ほか一一件
生活保護変更決定取消請求事件
原告　〇〇〇〇〇ほか一一名
被告　足立区ほか九名

参考書面

二〇〇八年（平成二〇）年四月四日
東京地方裁判所民事第二部D係御中

原告ら訴訟代理人
弁護士　新井　章
弁護士　田見高秀
弁護士　渕上　隆
ほか

第一　はじめに

被告らは、本訴訟の結審日当日である本年（二〇〇八（平成二〇）年）三月二四日に、第七準備書面を提出した。

しかしながら、本訴訟を結審するにあたり、原・被告双方の最終準備書面の提出期限は三月一七日と定められていたのであり、原告らは、最終準備書面を、その提出期限内に提出している。

ところが、被告らの上記第七準備書面は、原告・最終準備書面に対する反論を、提出期限後に行うものであり、かつ、同書面を結審日当日に提出するものであって、かかる被告らの訴訟姿勢に対して、原告らとしては、遺憾の意を表明せざるを得ない。

そこで、結審後ではあるが、やむを得ず、本書面を提出する次第である。

第二　被告らの主張の不当性

一「加算ありき」との不当なレッテル

被告らは、同準備書面において、布川教授の意見に対して、種々の批判、反論を行うとともに、布川教授の意見に対して、「加算ありきの議論」（八頁）、「加算ありきの反対意見」（一七頁）、「加算ありきを前提とした批判」（二七頁）との決めつけを行っている。

しかしながら、布川教授が、老齢加算を廃止することそのものに反対したり、老齢加算をそのまま維持すべきという主張をしたものではないことは専門委員会の議事録、同教授の意見書（甲四〇）、尋問調書（甲四一）をみれば明らかであり、「加算ありきの議論」、「加算ありきの反対意見」、「加算ありきを前提とした批判」というのは不当なレッテル貼りであるというべきである。

被告らが、「加算ありき」などと主張するのは、原告らが、専門委員会の検討経過を「最初から結論ありき」であったと主張していることを意識してのものであると解される。

しかしながら、そもそも、老齢加算は、一九六〇（昭和三五）年に創設されて以来、数度の検証を経て四〇年以上の長きにわたって存続してきたものであり、また、七〇歳以上の保護受給者に対しては、老齢加算を含めた生活扶助基準が、「最低限度の生活の需要」を「こえないもの」（生活保護法八条二項）として認められてきたものである。

したがって、老齢加算の廃止の可否を検討するにあたっては、これまで老齢加算が存続してきた事実及びその果たしてきた役割を踏まえた上で、高齢の被保護者の生活需要を満たされない状態にならないか否かを慎重に検討すべきことは当然である。

布川教授も同様の立場に立って、単純に老齢加算の廃止のみを行うことについて慎重な意見を述べたものと解されるが、そのような意見に対して、「加算ありき」などという批判的決めつけを行う被告らの主張は、正に被告らこそが「加算廃止ありき」の立場に立っていることを自ら暴露するものにほかならないというべきである。

二　客観的、中立的ではないとの決めつけ

また、被告らは、布川教授が、「老齢加算の縮減・廃止措置が明確に違法であるとの立場に立っている」ことを根拠に、「同教授が、専門委員会の当時の議論の状況及びその到達点について、客観的、中立的に述べているとは認めがたい」と主張する（八～九頁）。

しかし、同教授が、専門家としての見解に基づいて、本件老齢加算減額・廃止措置を振り返り、これを批判することは非難に値することではなく、そのことをもって、同教授の客観性、中立性に疑義を差し挟むのは被告らの独善性の現れというほかない。

また、専門委員会の当時の議論の状況及びその到達点について、同教授は客観的事実と自らの経験に基づいて真摯に供述を行っているのであって、そのことは専門委員会の議事録をみれば明らかである。

被告らの上記主張は専門家証人に対する冒涜以外の何ものでもないというべきである。

被告らは、上記のとおり、専ら布川教授に対する不当な批判に終始しているが、被告らこそが、「老齢加算の縮減・廃止措置が明確に適法であるとの立場に立っている」専門委員の意見書、供述等で自らの正当性を立証すべきである。

ところが、被告らはそのような立証は全くなし得ていないのであり、被告らの主張がいかに空虚なものであるかは、この点からも明らかである。

三　委員に「立証」を迫る不当性

また、布川教授は、高齢者の社会生活に必要な特別需要について言及しているところ、被告らは、「専門委員会においては、高齢者の社会生活に必要な特別需要があることについて、意見は出されたものの検証はなされておらず、被告らがこれまで述べたとおり重要な意見の集約があったわけではない」と主張し（七～八頁）、また、「布川委員、大川委員、岡部委員らの加算廃止ほどの議論をしたかどうか、加算廃止ならば代替措置が必要との意見も、社会的費用ないし社会生活に必要な費用について、老齢加算を存続すべき特別需要の存在が検証されたことを基礎に意見が述べられているのではない」、「布川教授は、…老齢加算の必要性を裏付ける特別需要の存在を立証で

きなかったことを自ら認めている」と主張する（一五～一六頁）。

しかしながら、専門委員会においては、基準生活費で賄えない加齢に伴う特別需要として、社会生活に関するニーズについて、社会生活に関する調査検討会報告などをもとに、たびたび論じられた。そして、その量的な確定が「中間取りまとめ」までにできなかったとはいえ、個々人の事情から基準生活費で賄えない加齢に伴う特別需要を持つ受給者がいるとの指摘に対して、専門委員会においては事務局も含め誰もそれを否定していない。高齢者世帯の社会的費用の中に、基準生活費で賄えない需要があることを専門委員会は認めたのである。

そして、このことをもって、布川教授は、「専門委員会として、加齢に伴う特別需要がないという結論に達したわけではなかった。老齢加算の金額に見合う特別需要があるということを、与えられた資料からは立証できなかっただけである。老齢加算の廃止だけをすれば、高齢者が社会的に孤立している状態をさらに悪化させ、文化的な最低生活を困難にしてしまうという危惧を多くの委員は共有していた」（甲四〇・五頁）と述べているのであるのであり、そのことは専門委員会の議事録をみれば明白である。

これに対して、被告らは、上記のとおり、高齢者の社会生活に必要な特別需要の存在について、「検証はなされて（いない）」、「立証できなかった」などと主張し、専ら布川教授らに対する批判に終始している。

しかしながら、本来、専門委員会としては、布川教授ら委員の意見に基づいて、高齢者の社会生活に必要な特別需要についての検証を行うべきであったのであり、検証がなされていないことは専門委員会の審議過程における厚生労働省による資料提供の恣意性及び本件老齢加算減額・廃止措置実施の拙速性を示すものであって、布川委員らに対する批判の根拠になどなり得ない。

昭和五八年「意見具申」に至る審議の際には、厚生省のデータをもとに、五〇歳代、六〇歳代、七〇歳代の消費支出を分析し、老齢加算の根拠となる特別需要を検出していた。ここに出されたのは、年齢が高くなると消費支出額は当然少なくなるが、その内容を詳細に見ると、特別需要の存在が検出できるというデータであった。仮に、専門委員会においても同様の資料が提出されていたなら、基準生活費で賄えない加齢に伴う特別需要の量的な検討ができたはずである。

ところが、今般の専門委員会の審議においては、過去においてどのような資料をもとに特別需要の有無の検証を行っていたのかさえ委員には知らされることなく、専ら厚生労働省が準備した資料をもとに審議が行われたのである（甲四一・三一～三二頁）。

情報を独占している側が提供する情報を操作し、その上で、情報を持たない側に立証を迫るというのは誤りである。被告らの批判は本末を転倒したものであり、全くの的外れである。

四　布川教授の意見の曲解とこれに対する「反論」の不当性

被告らは、布川教授が、その意見書の中で、「補助具を購入する、改築する、ヘルパーさんに来てもらうなどの特別なニーズ・需要が出てくる」（甲四〇・二三頁）と述べていることを捉えて、「このような需要は、介護保険及び介助扶助によって充足されるものである。（略）したがって、これら需要が老齢加算の必要性を裏付ける需要ではないことは明らかである」と主張する（一三頁）。

しかしながら、布川教授は、これに先だって、「生活扶助本体（一類費、二類費）を『家』にたとえるなら、バリアフリーのための補助具や改築が加算というイメージである」と述べている。このように、布川教授は、あくまで「たとえ」として述べているのであり、補助具の購入や改築といった需要が老齢加算によって充足されるべきであるなどとの主張は行っていない。

また、布川教授は、その意見書の中で、「老齢加算の廃止によって、この『ゆとり』分以上が失われてしまった。そもそもこの『ゆとり』の使途を検証しなければならない。毎月の給付額を使い切ってしまうわけにはいかず、何らかの繰り越しをしておく必要があるからである」とした上で、「ゆとり」の使途として考え得るものとして、アパートの更新料、耐久消費財の買い換え等を挙げているが（甲四〇・一三頁）、被告らは、これを捉えて、あたかも布川教授が、アパートの更新料や耐久消費財の買い換え等を特別需要の例として挙げたかのように主張し、これに対して「反論」を加えている（二一頁以下）。

しかしながら、布川教授は、あくまでも「ゆとり」の使途として想定されるものの例を挙げたのであって、特別需要の例として挙げたのではないことは明らかである。

なお、アパートの更新料については、広島地裁における同教授に対する反対尋問の際に、被告ら指定代理人が、同教授がこれを特別需要の例として挙げていることを前提とした質問を行ったところ、原告ら代理人より、誤導尋問である旨の異議が出され、被告ら指定代理人は裁判長より質問を訂正するよう命じられている（甲四一・五〇頁）。

以上のとおり、被告らは、布川教授の意見を意図的曲解し、これに対して「反論」を加えているのであり、その主張態度は不当であるといわざるを得ない。

五　小括

以上のとおり、被告らの主張は、布川教授に対して、不当な決めつけを行い、あるいは、布川教授の意見に対して本末転倒な批判を行うことに終始し、さらにはその意見を曲解して「反論」を行うものであり、（再）反論にも値いしないものである。

そこで、以下においては、看過できない事実の歪曲等に対して、必要最小限の反論を行うこととする。

第三「生活保護の加算制度における『特別需要』について（第一）」に対して

一　特別需要は「ライフスタイル

の違いと嗜好の変化」によって生じる需要などではない

被告らは、「高齢になって生ずる需要もあれば減少する需要もある。その意味で加齢に伴う需要があるというのは当然のことである」とする。そして、「例えば」として、平成一六年度全国消費実態調査を基にした年齢階級別の食費の内訳によると、米、魚介類、乳製品、果物などは高齢になるほど消費支出が高くなっているが、一方、調理食品、飲料、酒類などは逆の傾向を示していることを例として挙げ、「これは、年齢別のライフスタイルの違いと嗜好の変化によるものと考えられる」とした上で、「被告らのいう特別需要とは、このように高齢になって生じる需要と高齢になって減少する需要とを総合し、なお、基準生活費で賄えない需要という意味である。原告らのように加齢に伴って生じる需要のみを強調するのは一方的な見方というべきである」と主張する（六～七頁）。

しかし、老齢加算が想定している高齢者の「特別需要」とは、高齢というハンディキャップ故に余分な支出を余儀なくされる生活需要であり、あるいは、高齢というハンディキャップを負ったものが「健康で文化的な」生活を維持するために必要とされるものについての生活需要なのであって、単なる「高齢になって生じる需要」ではないし、ましてや、「ライフスタイルの違いと嗜好の変化」によって生じる需要などではない。

この点については、例えば、昭和五八年「意見具申」の際の検討資料である「加算の定性的説明について」（甲一一の四）においては、

「・加工食品…老齢化によりそしゃく力や調理能力が低下しているため、調理不要又は簡単で、食べやすいものを買う。栄養的には、非効率であり、かつ割高となる

・暖房費…身体的に保温能力低下、また、病弱等で、在宅時間も長いため、暖房費が余分にかかる。

・保健医療…健康保持あるいは病弱のため、家庭薬等が必要となる。

・教養娯楽費…孤独を免れるため、老人クラブ、旅行観劇等、テレビ購入等

・交際費…孤独を免れるため、子や孫との相互訪問、近隣の老人とのつき合い、同年輩者の死に伴う葬祭費、子や甥、姪等の冠婚費等のつき合い費が多く必要。

・交通々信費…老人クラブ出席、旅行、子や孫、親せき等とのつき合いに伴う割高な交通費（タクシー使用等）、子や孫との通信費（電話代、葉書代等）」

と説明されている。

かかる需要は、「ライフスタイルの違いと嗜好の変化」によって生じるものではなく、したがって、「減少する需要」と対応する形で生じるものではないことは明らかである。

そのため、収入の限られた低所得者においては、そのような特別需要に対応するための給付がなされないと、その特別需要が充足されない状態に置かれるか、限られた収入を特別需要に充てるために一般需要が充足されないこととなり、いずれにしても、最低限度の生活需要が充足されないこととなる。

そのような事態が生じないように、設けられたのが加算なのである。「加算はマイナスの穴埋め」という布川教授の指摘（甲四〇・四頁）も正にその趣旨であると解される。

したがって、被告らは、「被告らのいう特別需要とは、このように高齢になって生じる需要と高齢になって減少する需要とを総合し、なお、基準生活費で賄えない需要という意味である」と主張するが、このような特別需要の捉え方は、従来政府当局がとってきた考え方とも異なるものであり、老齢加算廃止を正当化するため新たに持ち出した考え方であって、かつ、誤った考え方であるというべきである。

二「基準生活費で賄えない特別需要が消失した」との主張の誤り

そして、被告らは、「基準生活費で賄えない特別需要が消失した」と主張するが、誤りである。

消費支出額を年齢別に比較すると、七〇歳代の消費支出額が六〇歳代よりも少ないことは、例えば、財政審建議でも指摘されていたことであり（甲六・一三頁）、専門委員会での検討を待つまでもなく、新たに明らかになった事実ではない。また、例えば、昭和五八年「意見具申」の際も、消費支出額を比較すれば、七〇歳代は六〇歳代よりも消費支出額は少なかったのであり、二〇年数年の間に変化が起こり、その間に「消失した」のではない。専門委員会においても、こうした単純な比較をもとに、「基準生活費で賄えない特別需要が消失した」と主張した委員はいないし、それが専門委員会の合意になったなどとは言えない

被告らの主張は全く失当である。

第四「厚生労働大臣が行った老齢加算の段階的廃止は、専門委員会が提起したこととは異なるとの見解に対する反論（第二）」に対して

一「専門委員会中間取りまとめの解釈について」に対して

（一）「老齢加算という形態での廃止であるとの見解について」に対して

布川教授の意見書には、「専門委員会での議論をもとに言葉を補うなら、結論は以下のとおりである」として、「・そのため、老齢加算という形態は廃止の方向で見直すべきである」（注：下線は被告ら）と記載されているところ、被告らは、「このような解釈は布川教授の個人的な見解にすぎず、専門委員会の集約した意見ではない」と主張する（九～一〇頁）。そして、その根拠として、被告らは、「中間取りまとめ」の文言が「廃止の方向」となっていること、八田委員、麻生委員、京極委員らが老齢加算廃止に賛成の意見を述べており、仮に、「中間取りまとめ」の案文が老齢加算の「形態」での廃止であるならば、同委員らから反対意見が出たであろうことが容易に想像できることを挙げる（一〇～一二頁）。

以上のとおり、被告らは、「廃止の方向」という文言をその主張の根拠とするものである

しかし、これは、「中間取りまとめ」においては、「廃止する」とはなっておらず、「廃止の方向で見直す」とされていること、さらには、「加算そのものについては廃止の方向で見直す」（注：下線は原告ら）という表現が用いられていることを意図的に無視するものである。

さらには、「加算は被保護者の特別の需要に対応する方策の一つであり」とされているが、このような表現がされたのは以下のような経緯によるものであった。

第六回専門委員会における京極委員と岩田委員長の発言

「（京極委員）

論理的に読んでいったらわかりましたが、資料三ページの一番上の四のところの○で「一般に」と書いてあるのですが、一般じゃないのではないかと、加算は被保護者の特別需要に対応する方策の一つなんであって、これが本当に特別需要だったら絶対加算は残しておかなければいけないということになってしまうわけです。だから、これはやはりいろんな考え方がある中でできたわけだから、だからいろんなことを考えて、例えば当時としては例えば第一類費の、七〇歳というのは食料費がずっと落ちてくるから、文化的な生活として何か足さないとつり合わないなということで加算ができたと思うのですが、それは今、違った形で対応しているわけだから、介護保険なんかもできたし、生活保護者も介護保険の対象になったということから考えると。加算というのは独特な、生活扶助に足していく一つのやり方で、これ絶対的なものということはないわけなので、特別需要に対応するものの一つぐらいだと思うんです。だから、そこは正確に言った方がいいと思います。

（岩田委員長）

そうですね。ここはむしろ加算は被保護者の特別な需要に対応する方策の一つでありぐらいの方がいいですね。・・・」

ここで確認されているのは、加算は特別な需要に対応する一つの形態（方策）であり、違う形態（方策）での対応がありうるということである。この点からも、「中間取りまとめ」が意味するところは、老齢加算の「形態」の廃止であることは明らかである。

また、被告らは、老齢加算廃止に賛成の委員の存在をその主張の根拠とするが、これは専門委員会における議論の経過を歪曲するものである。

すなわち、事務局が作成した「中間取りまとめ（案）」において、「現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため廃止の方向で見直すべき」と記載されていたこと、高齢者世帯の社会生活に関する特別需要への配慮が少数意見のごとく扱われたことに対して、布川教授を始め多数の委員から、異論や批判の声があがったことから、これらの意見を反映させるために文言の修正がなされたというのが真実の経過である。その結果、上記のとおり、「加算そのものについては」という文言が付加されたのである。

なお、被告らは、麻生委員を「全国の現場」の声を代表して老齢加算廃止に賛成する委員の例として挙げているが、同委員は、第五回委員会において、「老齢加算と母子加算については、老齢加算の場合、廃止または額の引き下げが妥当であるというのが七割台で、現行のままでいいという意見はありませんでした。したがって老齢加算については、批判の声が大きいのではないかと思います。ただ、老齢加算を廃止する場合でも、経緯のある話ですから、老齢加算の目的でありまず特別の事情について必要性がないという説明責任があるのではないか、また、もし老齢加算を廃止ではなくて引き下げるという場合は、廃止して一時扶助で対応するとか、年金受給者のみに支給するなど、そういった方法もあるという意見がございました」と述べているのであり（乙一一の九・四頁）、単純に「廃止」のみを主張したのではなく、廃止をするのであれば説明責任を果たすべきであること、一時扶助等で対応する方法もあることを指摘しているのであって、被告らが主張するように、「形態」の廃止に対して同委員が反対の意見を述べることなど全く想定しがたい。

また、被告らが、老齢加算廃止に賛成の委員として挙げる京極委員こそが、「今のところ、座長もおっしゃいましたが、三ページの（一）のところです。最初の○は事実確認で、二番目で、この『したがって』というセンテンスと黒丸の一は『ただし』という形で一体なものにして付けて、今の事務局発言のような細かな詰めは残るかもしれませんが、何らの高齢者の社会参加が、加算が取れたことによってできなくなるというようなことがないような配慮をするという意味で付けて」（注：下線は原告ら）と文言修正の提案を行ったのであり（乙一一の一一・一三頁）、その結果ただし書きが付加されたのである。

被告らは、「中間取りまとめ」の案文が老齢加算の「形態」での廃止であるならば、同委員らから反対意見が出たであろうことが容易に想像できるなどと主張するが、事実はこれとは全く逆であり、代替措置等がない老齢加算廃止の案文に対して異論、批判が出たために、その異論、批判を受け入れる形で、修正後の「中間取りまとめ」のような案文となったのである。

被告らの主張は失当である。

（二）「中間取りまとめの老齢加算廃止に係るただし書きについて」に対して

被告らは、「布川教授は、中間取りまとめのただし書きについて、上記で述べたとおり、『生活扶助一類費の見直し、単身世帯基準や社会生活扶助の創設などを検討』することを付け加え、これらが老齢加算廃止の代替措置であるかのように述べる（甲第四〇号証四ページ）。しかし、以下のとおり、この見解は失当である」として、「第一類費の見直しは老齢加算廃止の代替措置ではないこと」、「単身世帯基準の設定は老齢加算の代替措置ではないこと」、「社会生活扶助について」に関して縷々論じている（一二～一四頁）。

しかし、専門委員会において、基準生活費で賄えない加齢に伴う特別需要が消失したことの確認などなされていないこ

とは前記のとおりである。

そして、特別需要の存在を前提にして、老齢加算廃止した場合に、それをどういう形で充足するのか検討が続けられてきたことは、「中間取りまとめ（案）」が修正され、ただし書きが付加されるに至った経緯からも明らかである。ただし、「中間取りまとめ」までには代替措置の内容について具体的な合意に至っていないに過ぎないである。しかし、他方、老齢加算の「廃止」についても、「中間取りまとめ」は、「加算そのものについては廃止の方向で見直す」としているのであり、直ちに「廃止」を実施するとはしていない。

被告らは、代替措置の例として挙げられているものを個別にあげつらって代替措置の合意そのものを否定するが、失当である。

そして、問題なのは、代替措置の具体的な内容が定まらないうちに老齢加算の廃止だけを先行させたことである。

この点について、岩田委員長は、老齢加算の段階的廃止が開始された後の第一四回委員会において、「老齢加算の廃止だけがちょっと先行していますが、これは私としても正直言って大変残念でして」と発言し（甲一五・一〇頁）、本件老齢加算減額・廃止措置を批判している。

代替措置なき老齢加算廃止が、「中間取りまとめ」に反することは明らかである。

（三）「激変緩和措置について」に対して

布川教授が、専門委員会において激変緩和措置について事務局（保護課長）も合意した旨述べたところ（甲四〇・六頁）、被告らは、「保護課長は『ご議論の結果を踏まえて適切な対応をしたい』と答えるにとどまっている」として、合意の存在を否定する（一四～一五頁）。

しかし、かかる主張は信義に反するものであり、専門委員会委員を愚弄するものである。

本件老齢加算減額・廃止措置がいかに強引に強行されたかを如実に示す一例であるというべきである。

二「社会生活に関する費用についての布川教授の見解に対する反論」に対して

（一）「社会生活に必要な費用を具体的に提言できていないこと」に対して

被告らは、布川教授が、「老齢加算の必要性を裏付ける特別需要の存在を立証できなかったことを自ら認めている」と主張するが（一六頁）、その主張が不当であることは既に述べたとおりである。

（二）「専門委員会における審議経過」に対して

被告らは、専門委員会における岩田委員長と京極委員の発言を引用し、布川教授らの意見が「加算ありきの反対意見」であり、これに対して上記委員からの批判がなされた旨主張する。

しかし、被告らが引用する岩田委員の発言は、「ここの委員会である程度時間的には非常に短い期間でしたが、議論した結果を記述するというのが基本であると思うんです」とあるように、議論の時間が非常に短く、老齢加算廃止を実施するには十分に詰められた議論がなされていないことを前提とした発言であることに留意すべきである。また、同委員長は、「例えば特別需要を加算のような形で付けて、生活保護の内部に取り込んで膨らませていくという考え方と、…外の制度ともっとリンクさせて、その収入の何割かはむしろ認定から外すという考え方でやっていく考え方もあると思います」と述べているとおり、特別需要が存在することを前提としての意見を述べているのである。

また、第五回専門委員会における京極委員の発言は、「最初から加算ありきというのは、この委員会をやった意味がないのでやめた方がいいと思います」というものである。これは、加算を廃止しないと「委員会をやった意味」がないという趣旨の発言であり、京極委員が「加算廃止ありき」の立場に立っていることを露呈しているというべきである。

なお、同委員も、被告らが引用する発言に続けて、「世帯類型別に障害、老人、母子という形じゃなくて、他の扶助をうまく組み合わせを狙ってできるということも十分考えられます」と述べ、代替措置の可能性について示唆していること、さらには、前記のとおり、布川教授らの意見を受け入れる形で、「ただし書きを「一体なもの」として付加させる「中間取りまとめ（案）」に対する文言の修正の提案を行ったのであり、単に加算を廃止して事足れりとしているのではないことに留意すべきである。

さらに、第六回委員会における京極委員の発言は、「今まで議論したことを元に戻して、せっかくここまで事務局もあれだけ細かい資料をつくって、データ的にも検証してきたわけなので、出だしに戻るわけにはいかないとおもうんです」というものである。

しかし、厚生労働省が提出したデータは老齢加算廃止という結論を導くために用意されたデータに過ぎず、極めて不十分なものであることは前に述べたとおりである。

そして、上記京極委員の発言は、事務局が作成した「中間取りまとめ（案）」を既成事実として追認するように迫っていものに過ぎず、布川教授らに対する正当な批判とはおよそいいがたいというべきである。

（三）「『社会生活に関する調査結果』について」に対して

被告らは、「社会生活に関する調査結果」は、「被保護者は保護基準が低いために社会参加が出来ないとの布川教授の見解及び原告らの主張を裏付けるものではない」と主張する（一八頁）。

そして、その理由として、一般低所得世帯は被保護世帯よりもやや上位にある世帯層であるから、生計簿が家計簿よりも高い結果となったのは当然であるとする。

しかし、そのことは、正に、収入が消費を制約することを如実に示しているのであり、被告らの主張は失当である。

また、被告らは、「（生活保護受給者は）援助してくれる親族や親しい友人がいないため、生活保護を受給するに至っ

たことを考えれば、一般低所得世帯と比べ、交友範囲の広さを示す指標や交際費等において低い結果が出たとしても、不自然ではない」とも主張する。

しかしながら、援助してくれる親族や親しい友人がいないからといって生活保護受給者には社会参加が必要ではないということにはならない。そして、老齢加算は、正に、このような状況に置かれた生活保護受給者の社会参加を可能にするために存在していたのである。

また、被告らは、後藤委員の発言を引用して、自らの主張の根拠としているが、同委員は、被告らが引用する発言に続けて、「高齢者世帯の加算が問題となるときは、やはり高齢者世帯にとっての交際費の意味、それから、それまでの長い人生の中で彼らが失ってきたものの大きさというものを考える必要がある」と述べているのであり、その発言の趣旨は高齢者の社会生活に必要な費用の重要性に注意喚起をすることにあったのであって、被告らの指摘は不適切であり、その主張は失当である。

三「布川教授のいう特別需要に対する反論」に対して

被告らは、「高齢者の社会生活に必要な需要は、専門委員会において検証されたわけではなく、具体的な方向性も示されていない白紙の状態であり、あくまでもこれから検討すべき課題との位置付けと解すべきである。したがって、検証されていない特別需要があることを前提として、老齢加算の必要性を裏付ける特別需要があるとの主張は失当である」と主張する（二〇～二一頁）。

しかしながら、検証がなされていないことは布川教授ら委員の責任ではなく、専門委員会の審議の在り方に問題があることは前に述べたとおりである。

また、被告らは、高齢者の社会生活に必要な需要は「白紙の状態」であるとするが、そうであるならば、特別需要がないことを前提として老齢加算の廃止を決定することこそが不当であるというべきである。

なお、被告らは、「個別的に、布川教授が特別需要として挙げる項目について反論する」として、「アパートの更新料、耐久消費財の買い換え需要」、「住宅改修需要、介護需要」、「バリアフリーの住居に住む需要」に関して縷々「反論」をしているが、これらは布川教授の意見を曲解したうえでの「反論」であり、被告らの主張態度が不当なものであることは前記のとおりである。

第五「専門委員会に出された資料からは、厚生労働省が行ったことを正当化できないとの見解に対する反論（第三）」に対して

一「『生活扶助基準本体の検証手法の問題性』について」に対して

布川教授は、「生活扶助基準本体の検証手法の問題性」として、「第一／一〇分位と比較する根拠がない」との見解を述べているところ（甲四〇・九頁）、これに対して、被告らは、縷々批判を行っている（二五～二六頁）。

そして、被告らは、「布川教授は、『消費水準均衡方式における基準の妥当性の検証は、平均的一般世帯の消費支出、低所得世帯の消費支出、被保護世帯の消費支出、この三つの格差の均衡に留意するということである』と述べるが（甲第四〇号証一〇ページ）、当時の生活保護専門分科会においてそのような提言があったわけではない。布川教授の見解はいずれも事実無根であ（る）」と主張する。そこで、布川教授の意見書の記述を改めて示すと、以下のとおりである。

「生活扶助基準の検証は、一般勤労者世帯、低所得勤労者世帯、被保護勤労者世帯の三者の消費実態それぞれの分析と比較をもとにするはずである。けして、第一／一〇分位の低所得世帯の消費支出に生活扶助基準をあわせるというような検証を基本にしてきたわけではない。一九八三年に中央社会福祉審議会が生活扶助基準の妥当性を検証し、改定方式の変更を意見具申した直後、保護課は、以下の表にまとめたデータを示した上で、「今後の一般世帯に対する被保護世帯の消費支出格差については、五八年一二月の中央社会福祉審議会の意見具申にあるように、少なくとも現状を維持する必要があるので、一般世帯の平均とともに、低所得世帯の消費水準の動向に常時留意し、比較検討を続けなければならない。」と提言している。

消費水準均衡方式における基準の妥当性の検証は、平均的一般世帯の消費支出、低所得世帯の消費支出、被保護世帯の消費支出、この三つの間の格差の均衡に留意するということである。」

以上みてわかるとおり、布川教授は、「提言」を紹介しつつ、その提言について、「消費水準均衡方式における基準の妥当性の検証は、平均的一般世帯の消費支出、低所得世帯の消費支出、この三つの格差の均衡に留意するということである」との解釈、見解を述べているのであって、「消費水準均衡方式における基準の妥当性の検証は、…留意する」との提言がなされたなどとは述べていない。

ここでも被告らは、布川教授の意見を意図的曲解したうえで、「批判」を行っているのである。

なお、布川教授が述べるように、「けして、第一／一〇分位の低所得世帯の消費支出に生活扶助基準をあわせるというような検証を基本にしてきたわけではない」こと、これに反する被告らの主張が失当であることは、既に、原告・最終準備書面四四頁以下で述べたとおりである。

二「『①加齢に伴う特別需要の量的な検証をしていない』との見解に対する反論」に対して

布川教授は、専門委員会に提出された資料が六〇歳代と七〇歳以上の生活扶助相当支出額の比較であることについて、「加齢に伴う特別需要をもった高齢者どうしの消費支出を比較しても特別需要は正確に把握できない」と批判している（甲四〇・一一頁）。

これに対して被告らは、「他の年齢層と比べて、消費特性が近いのであれば、

なおのこと不合理な差があってはならず、消費実態から見て必要性が認められない老齢加算は廃止する必要があるというべきである」と主張する（二七頁）。

しかしながら、老齢加算の対象者を七〇歳以上に限るべき理由はないこと、それどころか、一九七五（昭和五一）年九月の中央社会福祉審議会の分科会の意見書では、「六五歳程度から傾斜的な加算の仕組みを検討する」との提言がなされていたことは、これまで繰り返し指摘したとおりであり、被告らの主張は「加算廃止ありき」の主張であるというべきである。

また、被告らは、「布川教授は、六〇歳代との比較手法を否定するばかりで、どの年齢層と比較すべきか及びその根拠を示して、六〇歳代との比較の不合理性及び自らの主張する年齢層との比較の合理性について何ら論証していない」と主張する。

しかし、委員に論証を迫ることの不当性は前に述べたとおりである。

また、高齢者の特別需要についての検討を行うのであるから、高齢者と非高齢者との比較が必要であることは、わざわざ述べるまでもないことである。

そして、実際、従来の検証においては多様な年齢層との間で比較が行われていたことも、これまで繰り返し指摘したとおりである。

むしろ、今般の専門委員会の審議において六〇歳代と七〇歳以上を比較した資料しか出されていないことこそが不可解なのであり、被告らの主張は全く不合理である。

三「『②老齢加算を廃止しても、最低生活を割り込まないという検証はできていない』との見解に対する反論」に対して

布川教授は、「老齢加算を廃止しても、最低生活を割り込まないという検証はできていない」と述べているところ（甲四〇・一二頁）、被告らは、第六回専門委員会説明資料（乙一一の一二）が最低生活費を割り込むことがないかを検証するための資料であるとして、「この資料からは。被告ら第二準備書面第一の四（一〇、一一ページ）で詳述したとおり、老齢加算が無くても一定のゆとりがあることが確認でき、老齢加算を廃止しても最低生活費を下回ることはないことは明らかである」と主張する（二八～二九頁）。しかし、被告らの主張が失当であることは、原告・最終準備書面五一頁以下で詳述したとおりである。

第六「厚生労働大臣の保護基準定立行為の適法性について」に対して

被告らは、「生活保護基準は、法八条に基づき厚生労働大臣が定めることとされているが、厚生労働大臣が保護基準を策定するに際し、社会保障審議会福祉部会など第三者の意見を聴くことが法令上の要件とはされていない。したがって、専門委員会を開催せず、その審議を経ていなかったとしても、この点のみから策定された保護基準が違法となるものではなく、保護基準は有効である」、「仮に、布川教授が述べるとおり、専門委員会は検討課題を羅列したものにすぎず、何ら結論を出していないと評価される場合でも、老齢加算の廃止は、厚生労働大臣の責任において政治的、政策的判断ものに行ったものであり、上記のとおり、専門委員会の結論を経ていないことをもって直ちに違法となるものではない」と主張する（二九～三〇頁）。

しかし、被告らは、これまで専門委員会の「中間取りまとめ」を本件老齢加算減額・廃止措置を正当化する最大の根拠として主張してきたはずである。

被告らの上記主張は、開き直りというほかなく、その不当性は明らかである。

以上

東京生存権裁判の「最終準備書面」のあとの「参考書面」です。①横書きを縦書きに修正し、②数字を漢数字に変換しました。③ゴシック体を見出しに使いました。

元原稿に手を入れたための間違いはご容赦下さい。とくに各所で指定されている頁数は役立たなくなっています。

なお、このパンフは4月4日に出来たばかりのものを元に作成しました。

都生連事務局